

研究機関名：東北大学

受付番号： 2016-1-872
研究課題名：初期研修病院（大学病院/市中病院）の違いがその後の診療に与える影響（カルテピアレビューシステムによる解析）
実施責任者（所属部局・分野等・職名・氏名）： 東北大学大学院医学系研究科・医学教育推進センター・教授・加賀谷豊
研究期間 西暦 2017年4月（倫理委員会承認後）～2021年3月
対象材料
<input type="checkbox"/> 過去に採取され保存されている人体から取得した試料 <input type="checkbox"/> 病理材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 生検材料（対象臓器名： ） <input type="checkbox"/> 血液材料 <input type="checkbox"/> 遊離細胞 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input checked="" type="checkbox"/> 研究に用いる情報 <input checked="" type="checkbox"/> カルテ情報 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> その他（ ）
対象材料の採取期間：西暦 2016年4月～西暦 2021年3月
対象材料の詳細情報・数量等： （対象疾患名や数量等の詳細を記すこと。多施設共同研究の場合は、全体数及び本学での数量等を記すこと。 A群（大学病院で初期研修）とB群（市中病院で初期研修）それぞれ500件を目標とする。
研究の目的、意義
日本の医学教育において、インプット評価（どのような教育が施されているか）・アウトプット評価（終了時にどのような能力が獲得されたか）はなされているが、アウトカム評価（医師となってどのような診療を行っているか）はほとんどなされていない。そこで我々は、医学教育のアウトカム評価法としてのカルテレビューシステムを計画し、2011～2016年に信頼性・妥当性を確立した。平成16年に医師法が改正され、医学部卒業生はマッチング制度によって初期研修病院（大学病院あるいは市中病院）を選択するようになった。大学病院研修者と市中病院研修者は、日本国内ではほぼ半々であり、それぞれの長所短所が指摘されているが、診療内容によるアウトカム評価はこれまでなされていない。
実施方法
東北大学病院（および全国の研究協力病院）の医学部卒業後3年目の後期研修医を、A群（大学病院で初期研修）とB群（市中病院で初期研修）の2群に分け、それぞれの医師が新患診療し最終的に入院となった患者の外来診療録（各群500件ずつ目標）を、複数の評価者が、信頼性・妥当性の確立した評価法（上述）に基づいて評価し、2群間の各項目の結果を比較する。なお、個人情報は厳重に保護され、外部に提供されることは一切ない。
研究計画書及び研究の方法に関する資料の入手・閲覧方法
知的財産の保護等に支障のない範囲で研究資料等の入手（または閲覧）が可能である。

## 個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口」

### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## 個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】 <http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入しを情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】 <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合

## 本研究に関する問い合わせ・苦情等の窓口

亀岡淳一（東北大学大学院医学系研究科医学教育推進センター）

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL: 022-717-8222 FAX: 022-717-8223 e-mail: j-kame@med.tohoku.ac.jp